

児童手当

現況届の提出を 忘れずに

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入の上、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されませんのでご注意ください。

- ◆3歳以上小学校修了前 1万円
(第3子以降※ 1万5千円)
- ◆中学生 1万円 (一律)

ただし、児童を

養育している方の所得が限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。(所得制限は表を参照)

※18歳以下の養育している子から第1子と数えます。
(この場合の18歳とは当該年度の3月末までに満18歳となる子のことをいいます。)

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円

【制度内容】

支給対象
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にいる児童を養育している方。

支給期間
原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額
◆3歳未満 1万5千円 (一律)

支給時期
原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。
※公務員の方は、職場での手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ先】

児童福祉課児童福祉係
☎0824・73・1192
各支所地域振興室・市民生活室
(西城支所は、しあわせ館内)

住民告知端末を設置しましょう!!

住民告知端末を設置しましょう!!

市の初期設定費用負担は
令和元(2019)年9月30日申請分まで!!

その3

4月号からシリーズでお知らせしている「住民告知端末」。災害情報などの緊急情報や行政情報など、大切な情報を音声でお伝えするもので、市は、全ての世帯に設置していただくようお願いいたします。

今回は自治振興区や自治会からも事前に申請することで、その区域内に直接放送を流すことができます。ページング放送についてお知らせします。

▶ページング放送のメリット

- ▼いつでも放送ができます。
- 緊急・定時・臨時放送以外の時間帯であればいつでも放送できます。
- ▼地域の方の声で一斉にお知らせすることができます。

これまで、文書回覧や言い継ぎなどで時間がかかっていたお知らせが、住民告知端末を使って一斉にできます。

※自治振興区や自治会による事前申請が必要

▼放送を繰り返し聞くことができます。
放送が告知端末に録音されるため、内容を聞き逃した場合でも、再

生ボタンを押すことで繰り返し聞くことができます。
ただし、録音は、緊急・定時・臨時・ページング放送を合わせて、8分10分が限度です。

例えはこんな利用が出来ます

- ▼地域行事への参加の呼びかけや雨天による中止などのお知らせ
- ▼熱中症対策や不審者情報、オレオレ詐欺などへの啓発
- ▼自治会や自主防災組織による避難訓練への活用など



申し込み・問い合わせ
行政管理課広報統計係

☎0824・73・1159
または各支所総務室